

「あかあさん」

呼べる幸せ、呼ばれる幸せ

「あとうさん」

「里親にな子」

あなたも「里親」になりませんか？

さまざまな事情で家族と一緒に暮らすことができない子どもたちが、横浜市には約 700 人います。

里親制度とは、子どもたちが保護者の元に帰れるまで、あるいは、子どもたちが自立するまで、里親家庭で養育していただく制度です。



里親って どんな活動をしてい子の？

たとえば

- ・乳幼児や小学生を実親が養育できるようになるまで預かります。
- ・親元で暮らせない中高生を、自立までの数年間、里親家庭で一緒に過ごします。
- ・委託期間は数日～数カ月～数年間の短期間から 10 年以上の長期間まで、子どもの状況に応じてさまざまになります。
- ・子どもの年齢に応じて、生活費、学校に係る費用、医療費等の必要経費が支給されます。



里親の声

時間のやり繰り次第で、
仕事も子育てもできる！



共働きで里親活動をする

Aさん

将来の夢に耳を傾け
背中を押す...
有意義な時間



高校生を委託された

Bさん

赤ちゃんがいきなりと
元気になっていき
自分に気づきます



乳児の一時保護を委託された

Cさん

里親になるステップ

STEP①

児童相談所へ相談 →

STEP②

研修・実習 →

STEP③

児童相談所による訪問・調査 →

STEP④

児童福祉審議会での審査 →

里親認定

里親制度に関するお問合せ

- ・中央児童相談所(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区)-----TEL：045-260-6510
- ・西部児童相談所(保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区)-----TEL：045-331-5471
- ・南部児童相談所(港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区)-----TEL：045-831-4735
- ・北部児童相談所(港北区、緑区、青葉区、都筑区)-----TEL：045-948-2441